

平成30年度 阿賀町職員採用試験（資格免許職）案内

平成30年6月1日

阿賀町役場

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113

次のとおり阿賀町職員採用試験（資格免許職）を行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

試験区分	職種	受験資格	採用予定人員
資格免許職	保育士	平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、保育士資格を取得（見込み）の者	若干名

◎ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時及び試験場

区分	日時	試験会場
第1次試験	平成30年7月22日（日） 受付時間 午前9時から 午前9時40分まで 試験開始 午前10時	新潟県自治会館 （新潟市中央区新光町4番地1）
第2次試験	9月下旬	阿賀町役場で行います。 日時、試験場等は、第1次試験の合格者に通知します。

3 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種別	内 容
教養試験	択一式による筆記試験を行います。 ・知識分野（時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題を出題）20題 ・知能分野（文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題を出題）20題 ・「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語（漢字の読み、ことわざ等）」の出題はありません。
専門試験	専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。
一般性格診断検査	職務及び職場への適応性について、択一式による検査を行います。

※専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者に対して面接試験を行います。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

4 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者	平成30年8月下旬頃の予定	阿賀町役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、全受験者に合否を通知します
最終合格者	平成30年10月下旬頃の予定	

5 合格から採用まで

採用は、最終合格者の中から決定するものであり、平成31年4月1日を最初の採用の日とします。ただし、合格者全員が必ず採用されるとは限りません。

6 給 与

給与は、阿賀町職員の給与に関する条例の規定により支給します。

このほか期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び状況により扶養手当、通勤手当等が支給されます。

7 受験手続

(1) 申込書の請求先

阿賀町役場総務課庶務係

〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

TEL 0254-92-3113 (内線210)

(2) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、押印し、写真(縦4cm、横3cm)1枚を貼り、他に2枚を添付して阿賀町役場総務課庶務係に直接持参するか郵送してください。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付案内等配布開始日

6月1日(金)

イ 受付期間

6月1日(金)から6月20日(水)まで

郵送の場合は、6月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。

受付期間経過後の申し込みは、受け付けません。

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

(ただし、土曜日及び日曜日を除きます。)

(4) その他

- ・申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に次のように朱書き、82円切手(速達を希望する場合、その料金を加えること。)を同封してください。

「保育士試験申込書請求」

- ・申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に次のように朱書き、書留等確実な方法をとってください。

「保育士受験」

- ・受験票は、7月16日頃までに郵送するので、試験当日必ず持参してください。

8 受験にあたっての注意事項

(1) 試験当日は、次のものを忘れずに持参してください。

ア 受験票

イ HBの黒鉛筆、消しゴム、鉛筆削り

ウ 昼食

(2) 駐車場の用意はありません。自家用車は御遠慮ください。

(3) 試験場は、全面禁煙です。

(4) 車椅子で受験する場合は、受験申込みの際に電話で総務課庶務係に連絡してください。

(別 表)

専門試験の出題分野

専門試験	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。） ※「保育所保育指針」について、原則として平成 29 年 3 月 31 日告示のものから出題します。
------	--